住みなれた地域で心豊かに安心して過ごせる環境づくりのために

平成19年4月より

地域包括支援センターを開設します

問 福祉課㊥2125

介護保険法の改正により、当町においては、介護が必要な方もそうでない方も、住みなれた地域で心豊かに安心して過ごせる環境づくりを進めています。

平成18年度より、介護予防を重視した地域支援事業が創設され、介護予防事業などの事業を実施しているところですが、平成19年4月には保健・医療の向上および福祉の増進を包括的に支援していく機関として地域包括支援センターを設置します。社会福祉士、主任ケアマネージャー、保健師等の専門職員を配置し、介護予防のケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行っていくこととなります。

現在、総合的な高齢者の支援事業を行っている在宅介護支援センターが、地域包括支援センターとして伊奈町社会福祉協議会内に設置される予定です。

また、地域包括支援センターが設置されることにより、当町においては平成19年度から介護保険の認定区分が変わります。

（次ページ参照）

地域包括支援センターの主な役割

地域包括支援センターは、元気な方から介護の必要な方までのさまざまな相談業務・支援を行うための伊奈町の拠点として、次のような業務を行います。

①要支援1・2の方を対象にする新予防給付ケアプランや、要支援・要介護になるおそれのある方を対象にする介護予防ケアプランの作成

②高齢者の相談を受け、専門機関への橋渡しや継続的な支援、財産や権利を擁護するための支援

③町内のケアマネージャーの支援

④認知症対策や高齢者虐待防止のためのネットワークづくり

地域包括支援センターのイメージ

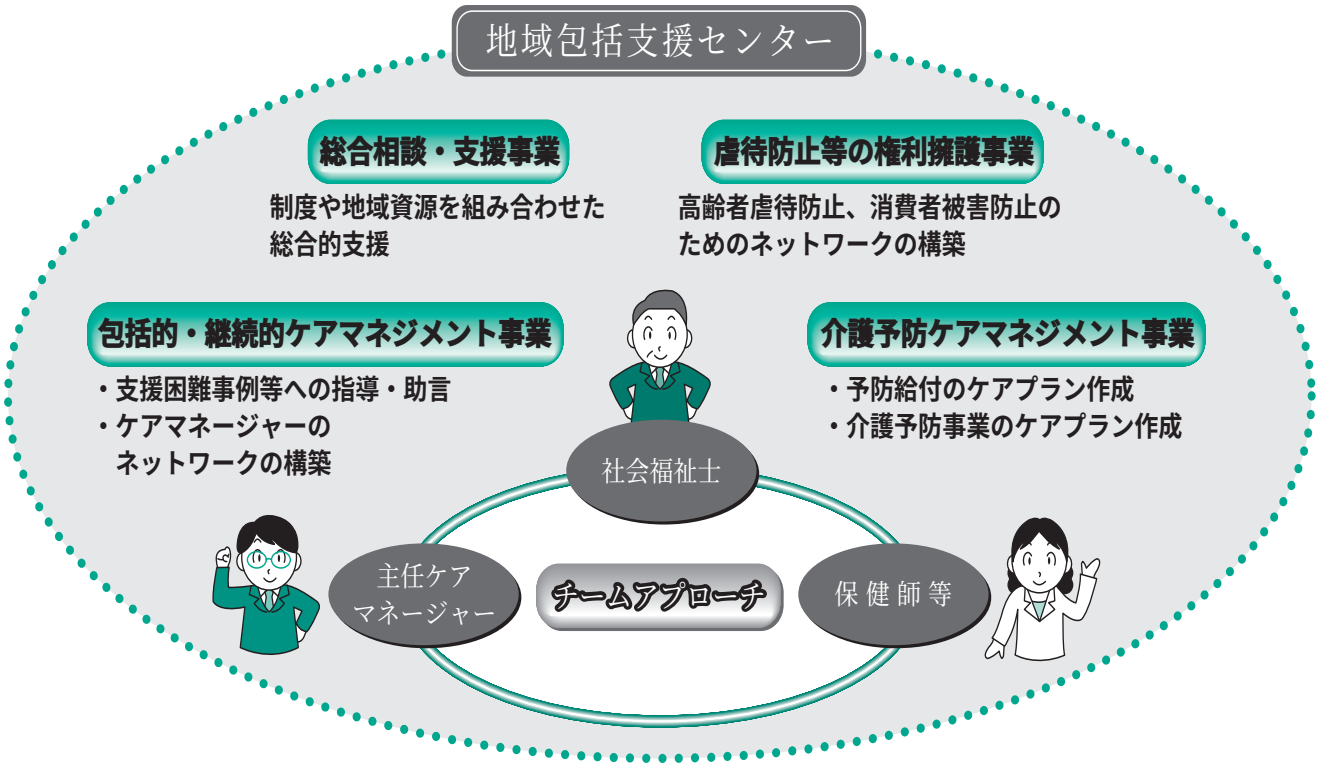

予防重視型介護保険制度

高齢者へのサービスは左の図のようになります。

要介護認定審査で、要支援1・2と認定された方に対しては、新予防給付（介護予防サービス）が新設され、利用者が適正にサービスを利用できるように地域包括支援センターがケアマネジメントを行います。

また、要介護認定審査で非該当（自立）と判定された方や地域の高齢者の方で特定高齢者※と選定された方に対しては、要介護状態にならないように地域包括支援センターが介護予防のケアマネジメントを行います。

さらに、元気な高齢者の方に対しては、できる限り介護が必要とならないように、「地域支援事業」の介護予防サービスを提供します。

※特定高齢者とは？

今は、介護の必要はないが、今の生活を続けると将来、介護が必要になると思われる方。要介護予備軍とも言われる状態の方。

申請等	今は介護を必要としない方			要介護認定申請
審査判定	基本健康審査、チェックリスト、家族の申出、民生委員等からの情報提供		介護認定審査会	
認定結果		非該当・自立	要支援1・2	要介護1～5
	地域包括支援センターが選定します			
選定結果	元気な高齢者	特定高齢者		
ケアプラン作成等		地域包括支援センターが、生活機能の低下防止、機能向上を目的とした介護予防プランを作成します。	地域包括支援センターが、新予防給付（介護予防サービス）のケアプランを作成します。	居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）が、これまでの介護サービスのケアプランを作成します。
利用可能なサービス	生活機能の低下をきたさないように、地域でのボランティア活動や、趣味の活動、介護予防事業等に参加し健康を維持しましょう。	**町が行う地域支援事業** 介護が必要とならないように、生活機能の低下を防ぎ、自立支援に資する事業（介護予防事業）	**新予防給付** 介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護等の新予防給付のサービス	**介護給付** 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の介護保険サービス

※写真はイメージです。

注1 要支援1とは、心身の状態が、これまでの経過的要介護と同程度の場合です。ただし、利用できるサービスがこれまでのサービスから新予防給付（介護予防サービス）に変わります。

注2 要支援2とは、これまで要介護1と認定されていたケースについて、状態の維持・改善可能性を検討し、可能性の見込める方について要支援2と認定するものです。利用できるサービスは、要支援1同様、新予防給付（介護予防サービス）に限られます。

注3 新予防給付（介護予防サービス）とは、利用者の能力を発揮させ、自分でできることはできるだけ自分で行い、できない部分について介助・支援を行うものです。
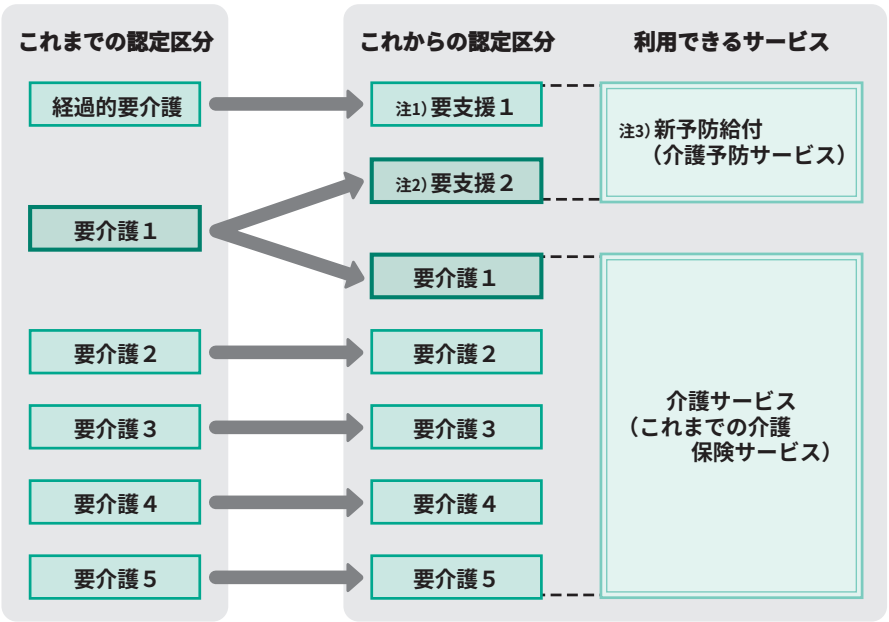
認定区分の変更について